

平成 23 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名	住 友 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名	取 締 役 社 長 加 藤 進 (コード：8053、東証第 1 部)
問 合 せ 先	広 報 部 報 道 チーム 長 江 中 一 穂 (TEL. 03-5166-3100)
会 社 名	住 商 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 中 井 戸 信 英 (コード：9719、東証第 1 部)
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 福 永 哲 弥 (TEL. 03-5166-1340)

### 株式会社CSK株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及び住商情報システム株式会社（以下「SCS」といいます。また、住友商事とSCSを併せて「公開買付者ら」といいます。）は、平成 23 年 2 月 24 日開催の両社の取締役会において、株式会社CSK（銘柄コード 9737：東証第 1 部。以下「対象者」といいます。）の株式等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 23 年 3 月 10 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 23 年 4 月 11 日を以て終了いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者らの名称及び所在地

住友商事株式会社  
東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号

住商情報システム株式会社  
東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号

##### (2) 対象者の名称

株式会社CSK

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

###### ① 普通株式

###### ② 優先株式

平成 21 年 9 月 8 日開催の対象者取締役会及び平成 21 年 9 月 29 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された F 種優先株式（以下「F 種優先株式」といいます。）

###### ③ 新株予約権

イ 平成 21 年 9 月 8 日開催の対象者取締役会及び平成 21 年 9 月 29 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）

- ロ 平成 21 年 9 月 8 日開催の対象者取締役会及び平成 21 年 9 月 29 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といい、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

④ 新株予約権付社債

- イ 平成 15 年 8 月 18 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
- ロ 平成 18 年 7 月 11 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された株式会社 C S K130% コールオプション条項付第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債」といい、2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」と総称します。）

(注 1) 対象者は、上記以外に、以下の株券等を発行しております。

- イ 平成 21 年 9 月 8 日開催の対象者取締役会及び平成 21 年 9 月 29 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された A 種優先株式（以下「A 種優先株式」といいます。）  
15,000 株
- ロ 平成 21 年 9 月 8 日開催の対象者取締役会及び平成 21 年 9 月 29 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された B 種優先株式（以下「B 種優先株式」といいます。）  
15,000 株
- ハ 平成 21 年 9 月 8 日開催の対象者取締役会及び平成 21 年 9 月 29 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された E 種優先株式（以下「E 種優先株式」といいます。）  
5,000 株

(注 2) A 種優先株式、B 種優先株式及び E 種優先株式については、いずれも、本公開買付けにおいて当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をそれぞれの発行済株式の全部を所有する者から受領しておりますので、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 5 項及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 8 条第 5 項第 3 号の定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 5 条第 3 項第 2 号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はしていません。

(注 3) 第 6 回新株予約権の行使期間は、後記「2. 買付け等の結果」の「(6) 決済の方法」の「② 決済の開始日」に記載の本公開買付けの決済の開始日より前の日である平成 23 年 3 月 31 日に満了するため、本公開買付けにおいては、第 6 回新株予約権の応募の受付は行いませんでした。なお、第 6 回新株予約権は、合同会社 ACA インベストメンツ（以下「ACA I」といいます。）がその発行済新株予約権の全部を所有していましたが、ACA I は、平成 23 年 3 月 15 日に第 6 回新株予約権の全部を行使し、当該行使により発行された対象者の普通株式 24,000,000 株を本公開買付けに応募しております。

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
143,457,300 株	143,457,300 株	— 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（143,457,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、F 種優先株式には、平成 25 年 3 月以降 F 種優先株式 1 株につき普通株式 10,000 株の交付を請求できる取得請求権（以下「F 種優先株式普通株式転換請求権」といいます。）が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、F 種優先株式 1 株を普通株式 10,000 株とみなして応募株券等の総数を計算します。また、第 7 回新株予約権及び本新株予約権付社債につ

いては、それぞれの新株予約権の目的である株式の数（第7回新株予約権については1個当たり100株、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については1個当たり340.425株、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債については1個当たり355.012株）を基準に、応募株券等の総数を計算します。なお、買付予定数及び買付予定数の下限は、ACA I 保有の対象者普通株式（45,457,300株）、第6回新株予約権の行使と引き換えに交付される対象者の普通株式（24,000,000株）、F種優先株式（5,000株）及び第7回新株予約権（240,000個）（以下「ACA I 応募合意株式等」と総称します。）にかかる株券等の数（F種優先株式1株を普通株式10,000株とみなして計算しております。）です。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにより公開買付者らが取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成23年2月10日に提出した第43期第3四半期報告書（以下「対象者第43期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成22年12月31日現在の発行済普通株式総数（125,747,714株）に、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（48,000,000株）、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（7,418,553株）及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（12,425,447株）を加え、対象者第43期第3四半期報告書に記載された対象者が保有する平成22年12月31日現在の自己株式数（14,273株）を控除した普通株式数（193,577,441株）、及びF種優先株式（5,000株、F種優先株式普通株式転換請求権を考慮して普通株式に換算した株式数は50,000,000株）の合計数（上記F種優先株式の換算後で、243,577,441株）になります。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権又は本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(注6) 本公開買付けは、ACA I が保有しているACA I 応募合意株式等を公開買付者らが取得するために、公開買付者らとACA I が合意した価格により買付けを行うものであり、ACA I 応募合意株式等のうち、F種優先株式についてはSCSが、普通株式（平成23年2月24日現在ACA I が保有している対象者の普通株式（45,457,300株）に、第6回新株予約権の行使と引き換えに交付される対象者の普通株式（24,000,000株）を加えた69,457,300株）（以下「ACA I 応募合意普通株式」といいます。）及び第7回新株予約権については住友商事が、それぞれ買付けを行うものとします。また、ACA I 応募合意普通株式以外の対象者の普通株式、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債について応募があった場合には、これらについては住友商事が買付けを行います。

## (5) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成23年3月10日（木曜日）から平成23年4月11日（月曜日）まで（22営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成23年4月21日（木曜日）までとなりますが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金203円

② F種優先株式 1株につき金2,030,000円

③ 第7回新株予約権 1個につき金7,800円

④ 新株予約権付社債

イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 1個（額面100万円）につき金69,107円

ロ 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債 1個（額面100万円）につき金72,068円

## 2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（143,457,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（143,511,667株）が買付予定数の下限（143,457,300株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年4月12日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	普通株式 69,511,667株 F種優先株式 50,000,000株	普通株式 69,511,667株 F種優先株式 50,000,000株
新株予約権証券	24,000,000株	24,000,000株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	143,511,667株	143,511,667株
(潜在株券等の数の合計)	(74,000,000株)	(74,000,000株)

(注) 本公開買付けに応募されたF種優先株式の数は5,000株でしたが、F種優先株式にはF種優先株式普通株式転換請求権が付されており、かつ、F種優先株式に係る株主は株主総会における議決権を有していないため、「株式に換算した応募数」及び「株式に換算した買付数」においては、応募されたF種優先株式1株を普通株式10,000株に換算した上で、潜在株券等の数に含まれるものとして記載しております。

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者らの 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	1,934,573個	(買付け等前における株券等所有割合 70.67%)
買付け等後における公開買付者らの 所有株券等に係る議決権の数	1,435,116個	(買付け等後における株券等所有割合 52.43%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	500,000個	(買付け等後における株券等所有割合 18.27%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,246,201個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）であるACA Iが所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としており、また、第6回新株予約権については本公開買付け期間中に行使されたため、特別関係者に関する「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」、並びに公開買付者らに関する「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済普通株式総数(125,747,714株)から対象者第43期第3四半期報告書に記載された対象者が保有する平成22年12月31日現在の自己株式数(14,273株)を控除した株式数(125,733,441株)に係る議決権の数(1,257,334個)に、第6回新株予約権(240,000個)の行使により発行された対象者普通株式(24,000,000株)の議決権の数(240,000個)を加えた数である1,497,334個を「対象者の総株主等の議決権の数」とし、公開買付者ら及び特別関係者が保有する潜在株券等であるE種優先株式、F種優先株式及び第7回新株予約権に係る議決権の数(1,240,000個)を加えた2,737,334個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年4月18日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は東京証券取引所に上場されており、現時点では東京証券取引所の上場廃止基準に該当していませんが、SCS及び対象者は、平成23年10月1日付で対象者を吸収合併消滅会社とする合併(以下「本合併」といいます。)を実施することを企図していますので、対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成23年9月28日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、対象者の普通株式に対しては、本合併の効力発生日において、吸収合併存続会社であるSCS(以下、本合併の効力発生日後のSCSを「合併新会社」といいます。)の普通株式が割当て交付される予定ですが、合併新会社の普通株式は、本合併後も引き続き東京証券取引所において取引することができます。また、対象者の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本合併に際して合併新会社に承継される予定であり、承継された合併新会社の新株予約権付社債は、平成23年10月1日に東京証券取引所に上場される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号
住商情報システム株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上